

第8回 純資産(資本)の部の変化

(資本の維持とディスクロージャー)



会計と経営のブラッシュアップ
平成24年2月20日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務会計論Ⅱ 佐藤信彦外著 H23年4月中央経済社発行)
(ゼミナール現代会計入門第8版 伊藤邦雄著 H22.4日本経済新聞社発行)(三式簿記の研究 井尻雄士著 S59 中央経済社発行)

I.(貸方側)経営資本とは何か？

- ▲ 負債と資本と一緒に経営資源を支えるものか
(負債とは何物か、資産か資本かどちらなのか)
- ▲ 純財産(資産-負債)を支える株主持分(純資産)か

1.(借方側)経営資源(経営活動の基礎)の重点の変遷

何を重視して経済活動が行われているか。その結果、会計も変化する。

(1)実物経済(モノ作りの経済)…貸方経営資本

株主から拠出された資本は、会社の生産的設備へ投資されて利益を獲得するということが想定されていた。**実物中心の経済**である。経営者は**貸方資本の維持**を重視しなければならなかった。(即ち、負債も経営資本)

(2)マネー経済(金融財の経済)…経営資本の流動性化、弾力化

経済の中心が実物財から、金融財へ移行する。
金融財の比重の高まった経済社会では、「ボラティリティ」(価格の変動)と「フィージビリティ」(現金化可能性)を特性とする**借方金融資産**が重視される。それは**リクイデーション(清算)重視**の経済である。

(3)知的情報経済(ベンチャービジネスの経済)…経営資本のベンチャー化

知識に対する**資金の提供**という図式である。**知的ビジネスモデル**によるアイデアを事業に創り変えるようなイメージで、人、ノウハウを重視する経済活動が中心となる。

(4)借方経営資源の変化と会計の複眼思考

本レジュメはブラッシュアップ日ごとにホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所
yamauchi@cosmos.ne.jp

(5) 経営資源とそれを支える経営資本或いは純財産を支える純資金か

(変化)	資産	負債	
	生産財 ↓	(他人資本→マイナス資産)	
	金融財 ↓	純資産	(経営資本=総資金)か
	知的財	(自己資本→差額概念)	↓
	(負債はマイナスの資産か?)		or (純資産=純資金)か

2. 会社法における資本の部から純資産の部への改正

(1) 従来は資本を、払込資本金と獲得利益の留保としてきた。

また、資産の部、負債の部、資本の部という区分を行ってはいたが、特に資本の部の区分は大多数の賛同を得られたものではなかった。その理由は、負債と資本の関係が次第に区分しづらくなってきているという事実がある。(例えば、資本は負債とどう違うのか?)

- ① 返済期限の定めのない永久債は、負債と言えるのか。経済実態として資本と比較してどのような差があるのか。
- ② 償還株式は社債とどこが違うのか。
- ③ 土地評価差額金や金融商品の時価評価損益は、株主への帰属という点で見ると変動中の評価差額は、獲得利益とどのような差があるのか。
- ④ 連結財務諸表の少数株主持分は負債なのか、資本なのか。
- ⑤ 新株予約権は権利行使されれば資本となるが、権利行使されない場合は利益となり、負債(義務)とも資本(利益)とも言えない。

今回の会社法の改正は、純資産の部について、従来の資本概念を**株主資本**という形で残しつつ、時価評価差額損益、繰延ヘッジ損益、少数株主持分、新株予約権などを**株主資本以外の項目**として区分し、両者を合わせて純資産とした。

即ち、資本主の持分「**株主への帰属=資本の部**」から、資産と負債の差額「**資産-負債=純資産の部**」への変化である。

(2) 債権者保護から自己責任へ

資本の部(意味のあるもの)から純資産の部(計算上の差額)

3. 純資産の部の区分

これまで資本の部は、報告主体の所有者に帰属するものを表示するものとされて来たが、今回純資産の部と表示され、資産の部と負債の部に表示されないものが純資産の部へ表示されることになった。

(1) 会計基準

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（H17.12 ASBJ）

(2) 株主資本

会社法では、取崩しの区分によって資本金、準備金、剰余金に分類することになったが、会計学上は、源泉によって払込資本と留保利益に分類する考え方を重視している。

(3) 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地評価差額金、為替換算調整勘定(連結)など。

未だ株主に帰属しない部分であり、次期以降に利益として確定した時に、当期純利益を通じて株主資本となるものであり、株主資本とは明確に区分される。

(4) 新株予約権

新株ないし自己株式の交付を受けることのできる権利をいう。権利の行使は自由であり、コール・オプションとしての性格を有している。

従来は、権利が確定するまではその性格が明確化しないため、負債の部の仮勘定とされて来た。しかし、返済義務を負う負債でないため純資産の部への表示となった。

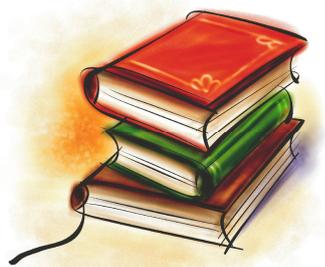
(5) 改正前の商法

資本	—	株主の払込資本
資本の減少	—	株主への払込資本の返還
債権者保護	—	資本維持の原則

(6) 改正後の会社法

資本	—	貸借対照表上の単なる計数
資本の減少	—	計数の振替変更
債権者保護	—	開示の充実

債権者保護から自己責任へ



(7月のごあいさつ)

平成23年7月13日(水)

6月には台風が2個(度)来て、完全な真夏になりました。30℃は超えています、木陰は風が涼しく、本土の38℃にはびっくりしています。

武田隆二先生の財務諸表論第11版第18章(平成21年 中央経済社発行)を読ませていただいて、**会社法会計の考え方の変化**をそういうことなのかと感ずることができた。

従来、債権者保護の視点から、資本を株主から抛出された資本として、それを維持すべきものとする思考(**資本維持の原則**)は明確に存在した。しかし会社法になって資本は、貸借対照表上の一つの計数に過ぎないものとして捉える立場へと変化した。計算上も自己資本を純資産に名称を変えて、単に**資産と負債との差額**とすることになった。

「旧商法は、利益の配当というきわめて限られた場合のみ資本を会社財産の維持のための道具に使っているにすぎず、事業損失との関係では資本は何の役割も果たしていない。単なる貸借対照表上の計数にすぎず、現実の会社財産との関係では、まったく意味のないものという整理をしている」(那谷大輔・和久友子編著 会社法の計算評解 2006年中央経済社)という。

従って、法律では資本制度を採用しているものの、会社財産の維持に関する別段の規制がないため、債権者として自己の債権回収を確実なものとしようとするれば、「**開示の充実による自己防衛**」に期待せざるを得ないということになる。

現代社会においては、「**市場原理**」のうえに立った「**自己責任原則**」が前面に押し出されている。原則として経済主体が「**自己の自由意思**」をもって、「**自らの判断で経済活動を営む**」のであるが、そこでは、政府が事前に市場に介入し、経済活動を規制することをしない反面、各経済主体の行動結果については「**自己責任**」をもって応じなければならないことが想定されている。

このような環境理解が背景にあって、会社法では「**債権者保護**」に代替する形での「**開示の充実**」となったという理解である。

しかし乍ら、現実に投資者、債権者の自己防衛のための**開示の充実**がなされているか否かという点は上場会社を除き、必ずしも充分とは言えないのが現状である。資本の減少、合併、自己株式の取得などの場合の債権者保護手続ではなく、日常の中小企業の取引の安全のためにも、**開示の充実**は極めて重要であるが、その点については法律も、会計実務も充分であるとは言えないのではないか。

4. 払込資本

(1) 会社法の改正

(2) 資本金額の決め方

平成 18 年の会社法の改正により、「払込価額主義」となった。このため従来は、**資本金の額＝発行株式の発行価額×発行株式の数**であったものが、**資本金の額＝株主から会社へ払込まれた金額**となり、株式数と資本金の額との関係は**完全に切断**された。

(3) 増資の会計処理

(4) 減資の会計処理

(5) 資本準備金の増減

(6) 債権者保護と開示の充実

資本金は債権者保護にとって**単なる名目にすぎず**、その役割は果たさず、**単なる貸借対照表上の計数**に過ぎない。

債権者は、**自己防衛**のためには「**開示の充実**」に頼らざるを得ない。

市場原理の経済において、自己の**自由意思**が**尊重**される反面、行動結果は**自己責任**をもって応じなければならない。

会社法は**債権者保護**に代えて、**開示の充実**を規定している。

5. 留保利益

(1) 剰余金の配当

(2) 利益準備金と積立金

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

(1) 設 定(平成 17 年 12 月 9 日 ASBJ)

すべての会社の貸借対照表における純資産の部の表示を定める。

(2) 純資産の部の表示

株主資本と株主資本以外の各項目に区分する。

(3) 株主資本

資本金、資本剰余金及び利益剰余金に区分する。

(4) 株主資本以外の項目

- ① 評価・換算差額等及び新株予約権
- ② 評価・換算差額等にはその他有価証券評価差額金、繰越ヘッジ損益等の当期の損益としていない場合の評価差額金や為替損益調整勘定等が含まれる。

(5) 資本剰余金

(6) 利益剰余金

(7) 繰延税金資産又は繰延税金負債

(8) 潜在株式

その保有者が普通株式を取得することができる権利若しくは普通株式への転換請求権又はこれらに準じる権利が付与された証券又は契約をいい、例えば、ワラントや転換証券が含まれる。

(9) ワラント

その保有者が普通株式を取得することのできる権利又はこれに準じる権利をいい、例えば、新株予約権が含まれる。

(10) 転換証券

普通株式への転換請求権若しくはこれに準ずる権利が付与された金融負債(以下「転換負債」という。)又は普通株式以外の株式(以下「転換株式」という。)をいう。

(11) 潜在株式が希薄化効果を有する場合

潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算定した一株当たり当期純利益が、行使前の一株当たり当期純利益を下回る場合をいう。

(12) 無調整方法

期末の株価が行使価格を上回る場合、ワラントが行使されたと仮定するが、行使による入金額の用途は考慮しない方式をいう。

(13) 自己株式方式

期中平均株価が行使価格を上回る場合、ワラントが行使されたと仮定し、また、行使による入金額は、例えば、自己株式の買受に用いたと仮定する方式をいう。

(14) 利益調整方式

期中平均株価が行使価格を上回る場合、ワラントが行使されたと仮定し、また、行使による入金額は、例えば、国債への投資又は負債の返済に用いたと仮定する方法をいう。

(15) 期末転換仮定方式

期末の株価が行使価格を上回る場合、転換証券が普通株式に転換されたと仮定する方法をいう。

(16) 転換仮定方式

一株当たり当期純利益が転換証券に関する増加普通株式一株当たりの当期純利益調整額を上回る場合、転換証券が期首に普通株式に転換されたと仮定する方式をいう。

(17) 修正転換仮定方式

一株当たり当期純利益が転換証券に関する増加普通株式一株当たりの当期純利益調整額を上回り、かつ、期末の株価が行使価格を上回る場合、転換証券が期首に普通株式に転換されたと仮定する方式をいう。

6. 株主資本等変動計算書

(単位：××円)

	株主資本									評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計		
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	合計	評価差額金 その他有価証券	繰延ヘッジ損益			計	
		資本準備金	その他	資本剰余金		計	その他利益剰余金									計
							××積立金	繰越利益剰余金								
前期末残高																
当期変動額																
新株の発行																
剰余金の配当																
当期純利益																
自己株式の取得、処分 ×××××																
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)																
当期変動額合計																
当期末残高																

① B/S の純資産の部の一会計期間中の変動状況を株主等に示す(会 435② 計規 59①)
 従来、決算確定手続のみにより変動していた純資産の部の数値の変更が多様化(自己株式の取得、消却、処分、有価証券評価差額金等)したため、純資産の部の変動を明確に把握する必要が生じてきた

②

株主資本等変動計算書に関する会計基準

(1) 設 定(平成 17 年 12 月 27 日 平成 22 年 6 月 30 日改正 ASBJ)

株主資本等変動計算書の表示区分及び表示方法等を定めることを目的とする。

純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するために作成するものである。

(2) B/S の純資産の部の表示区分に従う

(3) 株主資本以外の各項の表示

(4) 注記事項

(5) 中間株主資本等変動計算書

Ⅱ.自己株式の会計

自己株式の取得について H13 以後商法、会計基準の改正等が行われたが H18 の会社法改正に伴って、**自己株式を取得できる場合**を次のとおり整理された。下記③(株主との合意)により、財源規制等をクリアすれば自由に取得できる。

- | | |
|----------------------|----------------------------------|
| ①取得条項付株式の条件発生による取得 | ⑧所在不明株式の買取り |
| ②譲渡制限株式の取得 | ⑨端数処理手続きにおける買取り |
| ③ 総会決議にもとづく取得 | ⑩他の会社の事業の全部を譲り受ける際にその会社が有する株式の取得 |
| ④取得請求権付株式の取得 | ⑪合併に際して消滅する会社からの株式の承継 |
| ⑤全部取得条項付種類株式の取得 | ⑫吸収分割に際して分割する会社からの株式の承継 |
| ⑥相続人等に対する売渡請求にもとづく取得 | ⑬法務省令で定める場合(無償取得等) |
| ⑦単元未満株式の買取り | |

(1) 自己株式(トヨタ自動車にとって、トヨタ自動車株式)は財産か、何なのか

トヨタ自動車の株式は所有者にとって価値がある財産である。しかし、トヨタ自動車自ら所有する場合、確かに価値はあるが、自己株式は財産かという点で B/S の借方には計上せず(有価証券ではない)資産性は認識しないことになっている。税法上も自己株式を帳簿価額はゼロとすることになっている。この結果、自己株式の取引は資本取引として処理する。上場会社等にとってはマーケットからの資金調達(増資)と同時にマーケットへの資金還流の意味(減資、市場の活性化)がある。

(2) 自己株式の取得

自己株式の取得は、発行済株式の回収であり、資本の払戻し(減資)と留保利益の分配の一種と見ることができる。

自己株式	1,000	／	現金預金	1,000
------	-------	---	------	-------

(3) 自己株式の処分

保有している自己株式の処分は、実質的に新株の発行、すなわち資金調達の一環と見ることができる。

現金預金	1,200	／	自己株式	1,000 (高価処分)
			その他資本剰余金	200

現金預金	700	／	自己株式	1,000 (低価処分)
その他資本剰余金	300			

< 自己株式会計基準等における自己株式の処理・表示 >

項 目	会計処理及び表示方法 (基本的な考え方)
自己株式の取得	会社が取得した自己株式は、取得原価をもって純資産の部の株主資本から控除する。 (自己株式の取得を株主との間の資本取引と考えている。)
期末に保有する自己株式の表示	純資産の部のうち株主資本の末尾に記載し、株主資本の総額から間接的に控除する形式で記載する。
自己株式の処分	自己株式の処分に伴う処分差額は、株主資本を直接増減させる。 自己株式処分差益、自己株式処分差損は、その他資本剰余金の増減として処理する。 概念上資本剰余金のマイナス残高が想定されないことから、資本剰余金がマイナスとなる場合には、利益剰余金から控除することとしている。 (株主との間の資本取引であり、新株発行と同様の経済的実態を有すると考えている。)
自己株式の消却	自己株式を消却した場合、その他資本剰余金から優先的に充当し、自己株式の帳簿価額とその他資本剰余金とを相殺するものとし、その他資本剰余金から控除しきれない場合には利益剰余金と相殺する。 (自己株式の消却は、単に発行済株式総数およびすでに取得した自己株式の帳簿価額を減少させる行為に過ぎないと考えられる)

- (1) 自己株式は株主等の合意により自由に取得できる。
- (2) 株主総会の決議、配当可能額等の制約はある。
- (3) ⑬のうち無償で取得する場合は(2)の制約はない。
- (4) その取得後、処分又は消却せず、保有し続けることができる。
- (5) 同族会社の判定にあたっては、分母、分子いずれからも自己株を除く。
- (6) 法人住民税の均等割は、自己株式を資本等の金額から除く。

自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準

(1) 設 定(平成 14 年 2 月 21 日 平成 18 年 8 月 11 日最終改正 ASBJ)

以下の会計処理を定めることを目的とする。

- (1) 自己株式の取得、保有、処分及び消却
- (2) 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少

自己株式については、かねてより「資産」として扱う考えと「資本の控除」として扱う考えがあったが、株主との資本取引であり、「資本の控除」(会社財産の払戻し)として扱う考え方となった。

(2) 自己株式の取得及び保有

①株主総会の決議によって、②分配可能額の範囲で③株主との合意による自己株式の取得ができる。

①～③以外の取得についても同様に扱う。

自己株式は取得原価をもって、期末において純資産の部の株主資本の末尾に自己株式として一括して控除する形式で表示する。

(3) 自己株式処分差額

自己株式の処分の対価から自己株式の帳簿価額を控除した額をいう。

自己株式の処分差額は、その他資本剰余金に加減する。

差額が正の場合(差益)、負の場合(差損)

(4) 自己株式の消却

消却手続が完了したときに、その他資本剰余金から減額する。

負になった場合は、その他資本剰余金を零とし、その他利益剰余金(繰越利益剰余金)から減額する。

(5) 帳簿価額の算定

株式の種類ごとに算定する。

(6) 付随費用

P/L の営業外費用に計上する。

(7) 資本剰余金と利益剰余金の混同の禁止

財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準

(1) 設 定(平成 19 年 2 月 15 日 企業会計審議会)

—経営者は、内部統制を整備・運用する役割と責任を有しており、財務報告に係る内部統制については、その有効性を自ら評価しその結果を外部に向けて報告することが求められる。—

—その有効性の評価は、その評価結果が適正であるかどうかについて、当該企業の財務諸表の監査を行っている監査人が監査することによって担保される。—

(2) 内部統制の基本的枠組み

企業等の 4 つの目的

- ① 業務の有効性及び効率性
- ② 財務報告の信頼性
- ③ 事業活動に関わる法令の遵守
- ④ 資産の保全

6 つの基本的要素

- ① 統制環境
- ② リスクの評価と対応
- ③ 統制活動
- ④ 情報と伝達
- ⑤ モニタリング
- ⑥ IT の対応

(3) 財務報告に係る内部統制の評価及び報告

(4) 財務報告に係る内部統制の監査

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)
(同書を読んで検討して下さい)

問題1 (90)

資本剰余金と利益剰余金の区別に関する次の各問に答えなさい。

- 問1 企業会計上、資本金及び資本剰余金と利益剰余金の区別が要求される理由を述べなさい。
- 問2 会計主体論と企業会計上の資本金及び資本剰余金の範囲との関係について説明しなさい。

〈基本問題〉

1. 資本金及び資本剰余金と利益剰余金を区別することによって達成される目的を3つあげなさい。
2. 企業会計原則における資本の分類について述べなさい。
3. 資本概念につき、企業会計原則の立場から説明しなさい。

1. 区別の理由

利益剰余金 — 期間損益の累計であり、投下資本の回収剰余である。

資本金、資本剰余金 — 元手としての資金投下である。

これは正確な期間損益計算の上からも必要である。

2. (1)資本主体論 — 企業の株主の集合体としてとらえる。株主の責任限度は資本金及び資本剰余金とも考えられる。

(2)企業主体論 — 企業を株主から独立した実態、社会的な生産、分配制度としてとらえる。株主の資金の提供者として／

意義はうすれ、資金の拠出者の範囲が広がる。(社会的存在としての企業)

問題 2	(96)
------	------

自己資本に関する次の各問に答えなさい。

- 問 1 工事負担金の会計学上の性格について、株主の権利と関連させて論じなさい。
- 問 2 資本的支出にあてられた国庫補助金(建設助成金)は資本剰余金であるとする考え方の論拠を箇条書きに 3 つあげなさい。
- 問 3 「保険金の受取り」という取引の特性と関連させて、保険差益が資本剰余金であるとされる理由を簡潔に述べなさい。

〈基本問題〉

1. 株式払込剰余金の会計上の性格について述べなさい。
2. 保険差益の会計上の性格に関する資本剰余金説と利益剰余金説について述べなさい。
3. 国庫補助金の会計上の性格に関する資本剰余金説と利益剰余金説について述べなさい。

1. 電気、ガス等の事業者に対する利用者からの資金拠出である。資本拠出として資本剰余金として処理すべきとの考えはあるが、資金提供者としての議決権や配当請求はないので資本剰余金とすべきではない。
2. (1)国庫補助金の交付が維持すべき建設助成の場合
 (2)国庫からの自己資本の拠出と考え、企業内部に維持すべきという考え
 (3)国庫補助金を利益として課税所得とすると税金分は国庫補助金の実効性が失われる
3. 保険事故という不本意な財産転換を利益剰余金とすると固定資産に投下された資本価値修正とすると損害資産の復元が不可能となる。

問題 3 (260)

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(企業会計基準第 5 号)において、新株予約権と少数株主持分が、株主資本とは区別されて純資産の部に記載されることとなった理由を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 企業会計基準第 5 号において、これまでの資本の部を純資産の部に代えた理由を述べなさい。
2. 企業会計基準第 5 号に基づき、純資産の部の区分について説明しなさい。
3. 純資産の部が 2 のように区分されることとなった理由を述べなさい。

1. (1)新株予約権は、返済義務のある負債ではなく、純資産の部に記載することとされた
 (2)少数株主持分は、返済義務のある負債でもないため、純資産の部に記載することとされた
 また、(1)、(2)いずれも親会社株主に帰属するものではないので、株主資本とは区別されている。
2. 評価・換算差額金
 その他有価証券評価差額金や繰延ヘッジ損益等は、資産又は負債の時価を B/S 価額としているが、P/L を通していない。従って株主に帰属する株主資本と区別して表示する。

問題 4 (264)

自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(企業会計基準第 1 号)に関する次の各問に答えなさい。

- 問 1 自己株式については、資産説と資本控除説がある。両説について説明した上で、企業会計基準第 1 号がいずれの説に依拠しているかを述べなさい。
- 問 2 その他資本剰余金の残高を超える自己株式処分差損をその他利益剰余金(繰越利益剰余金)から減額することの可否について論じなさい。

〈基本問題〉

1. 企業会計基準第 1 号に基づき、自己株式の取得及び保有の会計処理について説明しなさい。
2. 自己株式の取得及び保有の会計処理が 1 のように行われることとなった理由を説明しなさい。
3. 企業会計基準第 1 号に基づき、自己株式の処分の会計処理について説明しなさい。

1. (1)資本控除説 — 自己株式の取得は、株主との資本取引であり、会社財産の払戻しの性格を有することから、資本の控除とする。
(2)資 産 説 — 株式は失効しておらず、他の有価証券と同様に換金性もあり、資産の性格を有するとする。
国際的な会計基準は一般に(1)とされており、会計基準も(1)によっている。
2. その他資本剰余金の負の残高とすべきという意見もあるが、払込資本の残高が負の値となることはあり得ないとして、利益剰余金で補填するほかないと考える。

問題 5 (269)

自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(企業会計基準第 1 号)に関する次の各問に答えなさい。

- 問 1 自己株式の取得、処分及び消却に関する付随費用については、①損益計算書に計上する方法と、②取得に要した費用は取得価額に含め、処分の及び償却時の費用は自己株式処分差額等の調整とする方法がある。両方法の論拠を述べた上で、企業会計基準第 1 号がいずれの方法を採用しているか述べなさい。
- 問 2 「資本剰余金と利益剰余金を混同してはならない」旨が定められている理由を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 企業会計原則の一般原則 3「資本と利益区別の原則」の内容を説明しなさい。
2. 自己株式の処分及び消却時の帳簿価額の算定について説明しなさい。
3. 自己株式の取得及び処分の認識時点について述べなさい。

1. (1)付随費用は資本取引でないと考え P/L に計上する。
(2)実質的には自己株式本体との取引と一体のものと考え資本取引とする。新株発行費用を株主資本から減額していないこととの整合性もあり、企業会計基準は(1)を採用している。
2. 従来から、資本性の剰余金と利益性の剰余金は、払込資本(元入)と果実を区分する考え方から、混同してはならないとされてきた。

Ⅲ.複式簿記について

ルカ・パチョリ以来、複式簿記の歴史は500年を超えている。500年前の複式簿記の複式とは何であったのだろうか。借方と貸方への複式記入(double-entry)とは、平面的な借方と貸方(資産と負債・資本)だけなのだろうか。それとも、何かもう一面のある立体感な借方と貸方(純財産と純資産)を期待できるものであろうか。

1. 複式とは次のどちらか

(1) 資産(経営資源)と経営資本か

	B/S
経営資産	負債
純資産+負債	資本
	(経営資源) (経営資本)

借方と貸方に記入する、複眼的な観点だけか

(2) 純財産と純資産か

純財産(見えるもの)と純資産(見えないもの)が生み出す第3の意味、可視と不可視をつなぐ第3面があるのではないか。

	B/S
経営資産—負債	資本
純資産	
	(純財産) (純資産)

2. 負債とは一体何か

資産のマイナスか、即ち資産の一種と考えてよいか。

資本と同様に企業の経営資源を支える資金と考えるべきか。

“60秒でサッと読めます”

連結納税の効果



(仕事に役立つ新しい会計 6)

平成 24 年 2 月 15 日 (水)

連結納税とは、企業グループの納税をグループ単位で行う、つまりグループ親会社がまとめて申告、納税することである。推計値のようであるが、約 3 年前の連結納税による節税額は 8 千億円という。連結納税を実施している企業グループは約 800 ということであったから、1 グループ当たり約 10 億円の節税額となる。また、当時の法人税収約 7 兆円と比較すると 10%を超えていることになる。ある意味では法人税上の最大の節税策と言える。

連結納税の実際とそのメリットはかくの如くであるが、要するに企業グループ内において、黒字会社と赤字会社の損益を相殺することである。即ち、企業グループとしての適切な納税を実施できることになる。このような連結納税を超えて、企業グループの経済活動の実態を開示する連結財務諸表は、個別財務諸表のみでは把握し得ない企業グループの経営実態を適切に表示する。それによって親会社の株主は出資の運用状況の全貌を把握することができる。また、経営者や利害関係者は全体的な財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況により適切な意思決定が可能となる。要するに、グループ全体としてスピーディーな意思決定と経営ができることになる。

平成 14 年に創設された連結納税制度は、繰越欠損金の引継ぎ制限、連結付加税制度など当初から使用しにくい制度と言われ、特定の企業のみが利用している制度と見られていた。ところが、平成 22 年度の税制改正により、申請期限の短縮や切捨てとなっていた子会社の加入前繰越欠損金の引継ぎが条件付ではあるが認められ、単体納税との比較で不利であった点などが大幅に改善された。このため、平成 23 年からこれを利用する企業グループが大幅に増加することが期待されている。

企業グループの一体的経営の実態に合った課税であり、これを戦略的に活用することによって、当初赤字が予想される新規事業を営むグループ会社の事業を助け、事業の失敗等による欠損状態の子会社の経営を建て直したり、親会社の繰越欠損金をグループ子会社の利益と通算（相殺）することによって適切な納税ができる。併せて、連結開始時の時価評価を通じて含み損失の除去も可能となるし、総じてグループ繰越欠損金の早期解消など企業体質の改善と強化を図る機会となるとともに、所得調整や税額控除の拡大等も期待できる。企業経営は、人、物、金の有効活用である。益々ソフト化、精緻化する税務や会計のためにも経営資源の有効活用の一貫として連結納税や連結決算を活用してみてもどうか。企業が経営の活性化を通じて、長期的には日本経済の活性化にもなるのではないだろうか。

4-1 課税状況

Statistics of Taxation

(1) 現事業年度分の課税状況

(単位：百万円)

Statistics of taxation for current accounting period

(In millions of yen)

区 分 Type	法定事業年度分 For statutory accounting period		清算確定分 For determined liquidation		税額合計 Total of amount of tax
	所得金額 Amount of income	税 額 Amount of tax	所得金額 Amount of income	税 額 Amount of tax	
平成16年分 2004	40,858,970	10,726,880	14,001	3,729	10,730,609
17 2005	45,664,941	11,893,253	64,388	17,167	11,910,420
18 2006	54,221,592	13,863,872	38,357	10,045	13,873,917
平成19年度 2007	58,103,513	14,308,865	22,496	5,907	14,314,773
20 2008	37,168,125	9,473,747	40,533	10,797	9,484,544
21 2009	33,259,219	8,552,759	15,922	4,174	8,556,933
内国法人 Domestic corporation					
普通法人 Ordinary corporation	29,180,871	7,729,925	13,561	3,685	7,733,610
人格のない社団等 Association without judicial personality, etc.	11,289	2,385	-	-	2,385
協同組合等 Cooperative association, etc.	1,194,078	240,140	2,362	489	240,628
公益法人等 Corporation in public interest	236,817	49,336	-	-	49,336
外国法人 Foreign corporation	335,502	96,415	-	-	96,415
小 計 sub total	30,958,558	8,118,201	15,922	4,174	8,122,375
連結法人 consolidated corporation	2,300,661	434,558	-	-	434,558
合 計 Total	33,259,219	8,552,759	15,922	4,174	8,556,933

調査対象等：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了した事業年度分について、平成22年7月31日までに申告のあった事績及び平成21年7月1日から平成22年6月30日までの間に処理した事績を、「法人税事務整理表（申告書及び決議書）」に基づいて作成した。

- (注) 1 平成18年分以前については、各年2月1日から翌年1月31日までの間に終了した事業年度を調査対象としている。
2 平成19年度分以降においては、既往事業年度（各年3月31日以前に終了した事業年度）に係る申告で各年8月1日から翌年7月31日までの間に提出されたもののうち、提出期限の延長等による期限内申告分を現事業年度分を含めている。

用語の説明：1 「清算確定分」欄の所得金額とは、法人が解散した場合における残余財産の価額が解散時における資本金額等を超える金額のことをいう。
2 税額とは、所得、留保及び土地譲渡利益に対する税額から、所得税額、外国税額などの控除額を差引いた税額をいう。
3 連結申告を行った法人（以下「連結法人」という。）に係る事績については連結法人として分類した。

Subject of survey, etc.: This table shows the actual status of taxation for the accounting period which ended between April 1, 2009 and March 31, 2010 according to returns filed until July 31, 2010 and cases processed between July 1, 2009 and June 30, 2010 based on "Administrative documents for corporation tax (returns and resolutions, etc.)".

Note: 1 Figures before 2006 show the status of taxation for the accounting period which ended between February 1 of each year and January 31 of the next year.
2 Figures after 2007 for returns of which accounting period are before March 31 of each year and due dates of which are between August 1 of each year and July 31 of the next year are totalized as figures for current accounting period.

Terminology: 1 "Amount of income" in the column "For determined liquidation" means the part of value of remaining assets after liquidation which exceeds amount of capital at the time of liquidation.
2 "Amount of tax" means amount of tax on income, retained earnings and capital gains from land transfer minus deductions such as amounts of income tax, foreign tax, etc.
3. The results for corporations that adopted the consolidated declaration system (hereinafter "consolidated corporations") are listed under "consolidated corporations."

(2) 既往事業年度分の課税状況

Statistics of taxation for preceding accounting periods

区 分 Type		事業年度数 Accounting period		所得金額(百万円) Amount of income		税額(百万円) Amount of tax	
		うち内国 普通法人	うち内国 普通法人	うち内国 普通法人	うち内国 普通法人		
法 事 業 年 度 分 For statutory accounting period	申告額 Amount of Self-assessed	104,969	99,636	630,246	585,811	183,527	174,345
	処理による増差税額のあるもの Case of tax amount increase by disposition	1,586	1,524	519,183	475,286	151,644	138,500
	処理による減差税額のあるもの Case of tax amount reduction by disposition	21,109	20,042	△ 265,754	△ 224,775	△ 230,541	△ 198,831
清 算 確 定 分 For determined liquidation	申告額 Amount of Self-assessed	9	9	51	51	14	14
	処理による増差税額のあるもの Case of tax amount increase by disposition	-	-	-	-	-	-
	処理による減差税額のあるもの Case of tax amount reduction by disposition	8	8	△ 27	△ 27	△ 28	△ 28
	諸 加 算 税 additional tax	-	-	-	-	41,179	39,723
	税 額 合 計 total amount of tax	-	-	-	-	145,795	153,723

調査対象等：平成21年3月31日以前に終了した事業年度分について、平成21年8月1日から平成22年7月31日までに申告のあった事績及び平成21年7月1日から平成22年6月30日までの間に処理した事績を、「法人税事務整理表（申告書及び決議書）」に基づいて作成した。（提出期限の延長等による期限内申告分を除く。）

Subject of survey, etc.: This table shows the actual status of taxation for the accounting period which ended before March 31, 2009 filed until July 31, 2010 and cases processed between July 1, 2009 and June 30, 2010 based on "Administrative documents for corporation tax (returns and resolutions, etc.)". Except for returns of which accounting period are before March 31 of each year and due dates of which are between August 1 of each year and July 31 of the next year.

(3) 法人数等の状況
Statistics of the number of corporations, etc.

区 分 Type	法人数 (平成22年6月30日現在) Number of corporations (as of June 30, 2009)	申告法人数 Number of corporations those filed returns.	事業年度数 合計 Total number of accounting periods	所得金額 Amount of income				
				利 益 Profit		欠 損 Loss		
				事業年度数 Number of accounting periods	企 業 額 Amount of profit	事業年度数 Number of accounting periods	企 業 額 Amount of loss	
				百万円		百万円		
内 国 法 人 Domestic corporation	会社等 Company, etc.	2,839,083	2,574,138	2,593,502	638,661	28,393,170	1,954,841	23,443,203
	うち 特定目的会社 Specific purpose company	1,403	1,382	1,655	610	4,691	1,045	292,367
	企業組合 Business cooperative	1,843	1,737	1,756	481	2,374	1,275	2,549
	医療法人 Medical corporation	45,618	45,079	45,277	22,963	784,963	22,314	159,660
	(旧)中間法人 (Former) immediate corporation	263	756	806	127	364	679	667
	小 計 Subtotal	2,886,807	2,621,710	2,641,341	662,232	29,180,871	1,979,109	23,606,079
	人格のない社団等 Association without judicial personality, etc.	13,042	12,912	12,969	5,784	11,289	7,185	17,447
	農業協同組合及び同連合会 Agricultural cooperative association and Federation of agricultural cooperative associations	3,179	3,174	3,198	1,742	635,157	1,456	25,193
	消費生活協同組合及び 同連合会 Consumers' cooperative society and Federation of consumer's cooperative societies	683	700	707	355	96,012	352	16,035
	中小企業協同組合 (企業組合を除く) Small and medium sized enterprises' cooperative (except for joint enterprise cooperative)	16,713	16,935	17,031	9,048	51,171	7,983	28,823
漁業生産組合、漁業協同組 合及び同連合会 Fishermen's production cooperative, Fishermen's cooperative association and Federations of fishermen's cooperative associations	2,027	2,103	2,140	927	11,350	1,213	19,800	
森林組合及び同連合会 Forestry cooperative and Federations of forestry cooperatives	3,230	3,189	3,204	1,389	7,157	1,815	2,402	
そ の 他 Others	21,050	20,474	20,602	10,465	393,232	10,137	172,191	
小 計 Subtotal	46,882	46,575	46,882	23,926	1,194,078	22,956	264,444	
公益法人等 Corporation in public interest	45,490	44,012	44,091	19,897	236,817	24,194	260,861	
外 国 法 人 Foreign corporation	5,800	4,768	4,850	1,540	335,502	3,310	401,430	
小 計 sub total	2,998,021	2,729,977	2,750,133	713,379	30,958,558	2,036,754	24,550,261	
連 結 法 人 Consolidated corporations	—	833	844	272	2,300,661	572	2,419,757	
合 計 Total	2,998,021	2,730,810	2,750,977	713,651	33,259,219	2,037,326	26,970,018	

調査対象等：「(1)現事業年度分の課税状況」のうち、法定事業年度分について示した(「法人数」欄を除く。)

- (注) 1 「法人数」には、連結親法人及び子法人の数を含んでいる。また、清算中の法人は含まれていない。
- 2 「申告法人数」については、確定申告のあった事業年度数を法人単位に集約した件数を示した。また、連結申告を行った法人は1グループを1社として集計している。
- 3 「事業年度数合計」は、法定事業年度分に係る確定申告の件数を示した(清算確定分を除く。)
- 4 「所得金額」の金額は、申告に係る事績のほか処理に係る事績(更正・再更正及び決定による所得の増減額)を含んでいる。

Subject of survey, etc.: This table show the statutory accounting periods in "(1) Statistics of taxation for current accounting period "(except for the column "Numbers of corporations").

- Note: 1 "Number of corporations" includes figures for parent corporations and subsidiaries those adopted the consolidated declaration system. And it doesn't include figures for corporations in the process of liquidation.
 2 "Number of corporations those filed returns" shows number of accounting periods which is gathered to each corporations. And one consolidated corporation group is totalized as one corporation.
 3 "Total number of accounting periods" shows number of final returns for statutory accounting periods(Except for the number of accounting period for determined liquidation). And number of total returns including returns for determined liquidation is 2,809 thousand.
 4 "Amount of income" includes figures which is based on cases(correction, recorection and determination) other than figures based on returns which are filed by taxpayers.

(4) 加算税の状況
Statistics of additional tax

区 分 Type	過 少 申 告 加 算 税 Additional tax for understatement		無 申 告 加 算 税 Additional tax for failure to file		重 加 算 税 Additional tax for fraud case		計 total	
	件 数 Number of case	金 額 Amount of additional tax	件 数 Number of case	金 額 Amount of additional tax	件 数 Number of case	金 額 Amount of additional tax	件 数 Number of case	金 額 Amount of additional tax
	Case	百万円 Million yen	Case	百万円 Million yen	Case	百万円 Million yen	Case	百万円 Million yen
平成16年分 2004	75,790	5,976	8,129	1,145	38,774	27,400	122,693	34,521
17 2005	82,777	25,838	7,984	1,500	43,844	26,040	134,605	53,378
18 2006	82,908	28,337	8,036	2,421	48,607	30,250	139,551	61,008
平成19年度 2007	83,638	26,501	7,798	902	49,465	32,252	140,901	59,655
20 2008	81,008	17,641	7,047	513	48,917	30,711	136,972	48,865
21 2009	69,881	18,844	6,128	1,003	44,921	25,507	120,930	45,354
本 年 分 For the current year Domestic ordinary corporation	18,986	1,534	1,503	85	6,362	2,556	26,851	4,175
うち内国普通法人	18,869	1,519	1,381	76	6,348	2,553	26,598	4,148
既往年分 For the past year Domestic ordinary corporation	50,895	17,310	4,625	918	38,559	22,951	94,079	41,179
うち内国普通法人	48,358	16,522	3,357	526	38,107	22,675	89,822	39,723
計 Total	69,881	18,844	6,128	1,003	44,921	25,507	120,930	45,354

調査対象等：平成21年7月1日から平成22年6月30日までの間に処理した事績を示した。

Subject of survey, etc.: This table shows the status of taxation for additional tax which were processed between July 1, 2009 and June 30, 2010.